

年 発 1015 第 1 号
令和 7 年 10 月 15 日

地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省年金局長
(公 印 省 略)

「確定給付企業年金制度について」の一部改正について

「確定給付企業年金制度について」（平成 14 年 3 月 29 日年発第 0329008 号）を別添のとおり改正したので、貴管下の確定給付企業年金の実施事業所の事業主及び企業年金基金の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

確定給付企業年金制度について（平成 14 年 3 月 29 日年発第 0329008 号）

新旧対照表

新	旧
確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈） 第 1 規約の承認又は基金の設立認可の基準に関する事項 （略） 1 （略） 2 給付の額を減額する場合の取扱い （1） 給付の額を減額する場合にあっては、次に掲げる事項について留意すること。 ① （略） ② 規則第 5 条第 3 号の「やむを得ない<u>事由がある</u>こと」とは、合併等により給付設計の変更を行わなければ給付水準に大幅な格差が生じることとなるため、当該格差を是正する必要がある場合をいうこと（<u>規則第 1 2 条第 3 号</u>及び規則附則第 5 条第 1 項の「やむを得ない」も同様。）。 ③～⑩ （略） （2） 次のいずれか一の場合に該当するときは、給付の額の減額として取り扱うこと。 ① 給付設計の変更によって、次のア又はイのいずれかに該当する場合	確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈） 第 1 規約の承認又は基金の設立認可の基準に関する事項 （略） 1 （略） 2 給付の額を減額する場合の取扱い （1） 給付の額を減額する場合にあっては、次に掲げる事項について留意すること。 ① （略） ② 規則第 5 条第 3 号の「やむを得ないこと」とは、合併等により給付設計の変更を行わなければ給付水準に大幅な格差が生じることとなるため、当該格差を是正する必要がある場合をいうこと（<u>規則第 1 2 条第 2 号</u>及び規則附則第 5 条第 1 項の「やむを得ない」も同様。）。 ③～⑩ （略） （2） 次のいずれか一の場合に該当するときは、給付の額の減額として取り扱うこと。<u>ただし、加入者（受給権者を除く。）の給付設計の変更に際し、①のウに該当する場合は、少なくとも 5 年程度は各加入者に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けており、かつ、①のア及びイのいずれにも該当しないときは、給付の額の減額として取り扱わないものとする</u>こと。なお、通常予測給付現価又は最低積立基準額の計算に用いる基礎率は、給付設計の変更前後で同一のものをを用いることとし、給付の額の算定において、規則第 2 8 条第 1 項に規定する指標を用いている場合にあっては、当該指標の直近 5 年間の実績値の平均値を当該指標の見込みとして用いて計算するものとする。 ① 給付設計の変更によって、次のア<u>からウまでの</u>いずれかに該当する場合

(削る) ア <u>全部又は一部の加入者又は受給権者等に係る通常予測給付現価が減少する場合</u> イ <u>全部又は一部の加入者又は受給権者等に係る最低積立基準額が減少する場合（最低保全給付の計算方法の変更による減少を含む。）</u> ②・③ （略） <u>ただし、加入者（受給権者を除く。）の給付設計の変更に際し、①のイに該当する場合は、少なくとも5年程度は各加入者に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けており、かつ、①のアに該当しないときは、給付の額の減額として取り扱わないものとする。</u> <u>また、加入者（受給権者を除く。）の給付設計の変更に際し、①のアに該当する場合であって、その該当する加入者の3分の2以上で組織する労働組合がある場合は、①のアに該当する各加入者の給付の名目額（基礎率のうち予定利率を零として算出した通常予測給付現価をいう。）が増加する給付設計の変更であり、かつ、①のイに該当しない又は少なくとも5年程度は各加入者に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けるときは、あらかじめ当該労働組合の同意を得ることにより給付の額の減額として取り扱わないものとする。</u> <u>（実施事業所が2以上であるときは、全部又は一部の各実施事業所について当該同意を得ることにより、当該同意を得た実施事業所の加入者について給付の額の減額として取り扱わないものとする。）</u> <u>。なお、通常予測給付現価又は最低積立基準額の計算に用いる基礎率は、給付設計の変更前後で同一のものを</u> <u>用いることとし、給付の額の算定において、規則第28条第1項に規定する指標を用いている場合にあっては、当該指標の直近5年間の実績値の平均値を当該指標の見込みとして用いて計算するものとする。</u> <u>(3) 給付の額の減額として取り扱うことに関し、次に掲げる事項について留意すること。</u> ① <u>加入者及び受給権者等について、新たな給付を、従来の給付との間で選択することができるものとして追加する規約変更であっても、給付の額</u>	ア <u>給付設計の変更前後の総通常予測給付現価が減少する場合</u> イ <u>一部の加入者又は受給権者等について、当該者に係る通常予測給付現価が給付設計の変更によって減少する場合</u> ウ <u>各加入者又は各受給権者等の最低積立基準額が減少する場合（最低保全給付の計算方法の変更による減少を含む。）</u> ②・③ （略） <u>なお、加入者及び受給権者等について、新たな給付を、従来の給付との間で選択することができるものとして追加する規約変更であって、かつ、当該規約変更が上記①から③のいずれにも該当しない場合は、給付の額の減額として取り扱わないものとする。</u> <u>また、②の場合であって、規則第5条第5号又は第6号に該当する場合には、規則第5条第1号から第4号までの理由に基づく必要はないこと。</u> (新設)
---	---

の減額として取り扱うか否かは上記(2)によること。

② 上記(2)②に該当することにより給付の額の減額として取り扱う場合であって、規則第5条第5号又は第6号に該当する場合には、規則第5条第1号から第4号までの理由に基づく必要はないこと。

3 (略)

第2 (略)

第3 給付の額に関する事項

1～3 (略)

4 規則第30条第4号の老齢給付金について一時金を選択することができる「その他前三号に準ずる事情」とは、受給権者の属する世帯の生計を主として維持する者が、やむを得ない理由によりその債務を弁済することが困難であること又は心身に重大な障害を受け若しくは長期間入院したことであること。

5～8 (略)

第4 (略)

第5 積立金の積立てに関する事項

1 最低積立基準額の算定においては、当該額が確定給付企業年金が終了した場合における残余財産の分配額の算定基礎等となることを踏まえて、次の点に留意すること。

(1)～(3) (略)

(4) 確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率(平成15年厚生労働省告示第99号)に規定する「〇・五パーセント以内の率」を設定するときは、その設定の根拠及び最低積立基準額に及ぼす影響について、労使間や代議員会において十分な検討を行っている必要があります。加入者及び受給権者等に対して十分な情報提供を行うこと。

なお、「〇・五パーセント以内の率」を設定している場合に確定給付企業年金の終了、確定拠出年金(企業型)への移行又は中小企業退職金共済への移換をするときは、最低積立基準額の算定に用いる予定利率について改めて労使間や代議員会において十分な検討を行い、検討の結果とし

3 (略)

第2 (略)

第3 給付の額に関する事項

1～3 (略)

4 規則第30条第4号の老齢給付金について一時金を選択することができる「その他前各号に準ずる事情」とは、受給権者の属する世帯の生計を主として維持する者が、やむを得ない理由によりその債務を弁済することが困難であること又は心身に重大な障害を受け若しくは長期間入院したことであること。

5～8 (略)

第4 (略)

第5 積立金の積立てに関する事項

1 最低積立基準額の算定においては、当該額が確定給付企業年金が終了した場合における残余財産の分配額の算定基礎等となることを踏まえて、次の点に留意すること。

(1)～(3) (略)

(4) 確定給付企業年金法施行規則第55条第1項第1号に規定する予定利率(平成14年厚生労働省告示第59号)に規定する「0.5パーセント以内の率」を設定するときは、その設定の根拠及び最低積立基準額に及ぼす影響について、労使間や代議員会において十分な検討を行っている必要があります。加入者及び受給権者等に対して十分な情報提供を行うこと。

なお、「0.5パーセント以内の率」を設定している場合に確定給付企業年金の終了、確定拠出年金(企業型)への移行又は中小企業退職金共済への移換をするときは、最低積立基準額の算定に用いる予定利率について改めて労使間や代議員会において十分な検討を行い、検討の結果とし

て「<u>〇・五</u>パーセント以内の率」を設定するときは、加入者及び受給権者等に対して十分な情報提供を行うこと。 (5) (略) 2 (略) 第6・第7 (略) 第8 その他の事項 1～7 (略) 8 確定給付企業年金に厚生年金基金の残余財産を交付する場合の取扱い <u>平成25年改正法</u>附則第35条により、解散した厚生年金基金が、その解散基金加入員等に分配すべき残余財産を当該基金の設立事業主が設立する確定給付企業年金の資産管理運用機関等に交付する場合にあって、確定給付企業年金における当初の給付等を賄うため当該解散した厚生年金基金の資産の一部について当該解散した厚生年金基金の清算の終了前に仮交付を受ける場合には、清算の目的の範囲内において存続している当該解散した厚生年金基金に対する債務たる仮受金とするとともに、次のことに留意し、これらをふまえた仮交付に関する事項を規約に定めた上で行うこと。 (1)・(2) (略) 9～12 (略) 13 他制度掛金相当額に関する確定給付企業年金上の取扱い (1) 確定拠出年金法施行令(<u>平成13年政令第248号</u>)第11条第2号に規定する他制度掛金相当額(以下「他制度掛金相当額」という。)は、確定給付企業年金の給付水準から、確定拠出年金(企業型)の事業主掛金に相当する額として算定したものであって、法第4条第6号の「掛金の拠出に関する事項」に該当するため、他制度掛金相当額を規約に定める必要があること。 (2)・(3) (略)	て「<u>0.5</u>パーセント以内の率」を設定するときは、加入者及び受給権者等に対して十分な情報提供を行うこと。 (5) (略) 2 (略) 第6・第7 (略) 第8 その他の事項 1～7 (略) 8 確定給付企業年金に厚生年金基金の残余財産を交付する場合の取扱い <u>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律</u>附則第35条により、解散した厚生年金基金が、その解散基金加入員等に分配すべき残余財産を当該基金の設立事業主が設立する確定給付企業年金の資産管理運用機関等に交付する場合にあって、確定給付企業年金における当初の給付等を賄うため当該解散した厚生年金基金の資産の一部について当該解散した厚生年金基金の清算の終了前に仮交付を受ける場合には、清算の目的の範囲内において存続している当該解散した厚生年金基金に対する債務たる仮受金とするとともに、次のことに留意し、これらをふまえた仮交付に関する事項を規約に定めた上で行うこと。 (1)・(2) (略) 9～12 (略) 13 他制度掛金相当額に関する確定給付企業年金上の取扱い (1) 確定拠出年金法施行令第11条第2号に規定する他制度掛金相当額(以下「他制度掛金相当額」という。)は、確定給付企業年金の給付水準から、確定拠出年金(企業型)の事業主掛金に相当する額として算定したものであって、法第4条第6号の「掛金の拠出に関する事項」に該当するため、他制度掛金相当額を規約に定める必要があること。 (2)・(3) (略)
---	--